

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規則

ページ

- 森林組合法施行細則の一部を改正する規則 (農林水産経営支援課) 一
- 農業委員会交付金配分基準規則の一部を改正する規則 (農業振興課) 一
- 宮城県農業実践大学校規則の一部を改正する規則 (同) 一
- 農業実践大学校の授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則 (同) 三

規則

森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第五十一号

森林組合法施行細則の一部を改正する規則

森林組合法施行細則(昭和五十四年宮城県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第百条第二項において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十六条」を「第九十八条の六」に、「仮理事の」を「一時理事の職務を行うべき者の」に、「(仮理事)」を「(理事)」に改め、同条第三項第三号中「第百条第四項において準用する民法第八十三条」を「第九十九条の十」に改める。

様式第十三号中「一時役員(仮理事)選出請求書」を「一時役員(臨時)選出請求書」に、「一時役員(臨時)の職務を行うべき者(仮理事)」を「一時役員(理事)の職務を行うべき者」に、「第100条第二項において準用する民法第56条」を「第98条の6」に改める。

様式第十八号中「第100条第4項において準用する民法第83条」を「第99条の10」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の森林組合法施行細則の規定による様式第十三号及び様式第十八号は、当分の間、改正後の森林組合法施行細則の規定によるものとみなす。

農業委員会交付金配分基準規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第五十二号

農業委員会交付金配分基準規則の一部を改正する規則

農業委員会交付金配分基準規則(昭和六十年宮城県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二条の規定に基づく指定統計第二十六号」を「農業センサス規則(昭和四十四年農林省令第三十九号)第一条の調査」に改め、同条第三項中「指定統計」を「調査」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

宮城県農業実践大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第五十三号

宮城県農業実践大学校規則の一部を改正する規則

宮城県農業実践大学校規則(昭和五十九年宮城県規則第七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮城県農業実践大学校規則

第一条中「農業実践大学校条例」を「農業実践大学校」に、「宮城県農業実践大学校」を「宮城県農業実践大学校」に改める。

第二条を次のように改める。

(養成課程の設置等)

第一条 大学校に養成課程を置く。

2 養成課程の修業年限及び入校定員は、次のとおりとする。

区分	修業年限	入校定員
養成課程	二年	五五人

3 養成課程に、水田経営学部、園芸学部、畜産学部及びアグリビジネス入学部を置く。

第九条中「本科の」を「養成課程の」に、「本科及び専科」を「養成課程」に改める。

第十条の二中「本科の課程」を「養成課程」に改める。

第十六条第二項中「農業実践大学校条例」を「農業大学校条例」に、「一」を「一、二」を「一、二、三」に改める。

様式第五号中「宮城県農業実践大学校長」を「宮城県農業大学校長」に、「(本科・専科)」を「(本科・専科)」の下記コ

「1 入校志望コース

第1志望コース

第2志望コース (第2志望コースがある場合に記入すること。)

「1 入校志望学部

第1志望

第2志望 (第2志望学部がある場合に記入すること。)

様式第五号中「宮城県農業実践大学校長」を「宮城県農業大学校長」に改める。

様式第五号中「宮城県農業実践大学校長」を「宮城県農業大学校長」に改める。

様式第五号(第10条関係)

第

卒 号

年

月

日

業

証

氏 学 部 名

書

あなたは本校の所定の課程を修めたので卒業したことを証し専門士(農業専門課程)と称することを認める

年 月 日生

宮城県農業大学校長 氏 名 印

